

令和6年6月17日

保護者 様

銚子市立船木小学校
校長 川口 敏夫

熱中症予防（熱中症警戒アラート）の対応について（連絡）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は、本校の教育に対して、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本校では、銚子市教育委員会の指導のもと、体育の授業や諸活動等を実施する際には、環境省及び気象庁からの熱中症警戒アラートの予想情報を参考に、本校の「暑さ指数（WBGT）計」の数値に応じて、下記のとおり対応してまいります。

なお、千葉県に熱中症警戒アラートが発表された場合でも、県内の地域や環境によって「暑さ指数」に差があることから、熱中症警戒アラートの発表により、授業や諸活動等を中止にするものではないことをご理解願います。

記

熱中症警戒アラートとは、熱中症の危険が極めて高くなる（「暑さ指数」3.3以上）と予想される前日あるいは当日に対象都道府県に対して発表されるものです。

1 本校の活動場所に設置する「暑さ指数計」の数値を確認する。

- (1) 活動開始時の「暑さ指数」で判断し、指数が高い場合は活動を見合わせ、「暑さ指数」が低下し次第、安全に留意して活動する。
- (2) 活動開始時に「暑さ指数」が3.1未満であっても、途中、「暑さ指数」が3.1以上となった場合は、活動を休止したり、活動内容を変更したりするとともに、健康観察や水分補給をする。

- ・「暑さ指数」が3.1以上出ている場合・・・屋外やエアコン等がない屋内での運動は中止
- ・「暑さ指数」が3.1未満の場合・・・熱中症予防対策を講じ、適切に判断しながら実施

2 その他（お願い）

熱中症は、児童の健康状態も大きく影響することから、ご家庭でも、日頃の健康管理をお願いします。また、お子様の体調が悪いと感じたときは、無理をさせず、休養するようお願いいたします。